

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【事業年度】 第92期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 澤 英 二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 百 瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
日本化学産業株式会社大阪支店  
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)  
日本化学産業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	17,667	19,090	19,671	18,521	19,844
経常利益 (百万円)	1,778	2,061	1,956	1,806	2,712
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,493	1,434	977	1,685	1,819
包括利益 (百万円)	1,968	1,970	2,007	792	2,588
純資産額 (百万円)	25,353	27,021	28,771	29,035	31,229
総資産額 (百万円)	30,436	32,236	34,269	34,283	37,567
1株当たり純資産額 (円)	1,276.62	1,356.77	1,440.91	1,469.64	1,580.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	75.38	72.13	49.03	84.84	92.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	83.3	83.8	84.0	84.7	83.1
自己資本利益率 (%)	6.10	5.48	3.50	5.83	6.04
株価収益率 (倍)	8.12	10.32	16.18	9.33	14.12
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,766	2,442	1,806	3,597	2,658
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,903	814	1,311	634	861
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	274	314	429	507	536
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	8,927	10,290	10,414	12,851	14,106
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	635 (110)	626 (116)	630 (116)	527 (113)	405 (111)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第88期122,000株、第89期64,000株、第90期12,000株)を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	17,289	18,551	18,632	17,580	18,676
経常利益 (百万円)	1,912	2,166	2,059	1,840	2,642
当期純利益 (百万円)	1,495	1,528	1,508	1,705	1,830
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	24,347	25,876	27,776	28,414	30,641
総資産額 (百万円)	29,126	30,681	32,887	33,255	36,680
1株当たり純資産額 (円)	1,225.97	1,299.26	1,391.10	1,438.16	1,550.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (8.00)	17.00 (8.00)	18.00 (9.00)	19.00 (9.00)	21.00 (10.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	75.46	76.88	75.65	85.83	92.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	83.6	84.3	84.5	85.4	83.5
自己資本利益率 (%)	6.33	6.09	5.62	6.07	6.20
株価収益率 (倍)	8.11	9.68	10.48	9.23	14.03
配当性向 (%)	21.2	22.1	23.8	22.1	22.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	337 (110)	330 (116)	329 (116)	334 (113)	338 (111)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第88期122,000株、第89期64,000株、第90期12,000株)を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

5 第89期の1株当たり配当額17円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足満75年の記念配当1円を含んでおります。

## 2 【沿革】

年月	事項
大正13年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
昭和14年8月	現在の東京都足立区新田に当社創業者柳澤二郎、三郎両名が柳澤有機化学工業所を設立。
昭和21年4月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
昭和23年1月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
昭和27年6月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
昭和31年12月	名古屋出張所開設。(昭和38年10月支店昇格)
昭和35年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
昭和36年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年7月	アルミスパンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
昭和42年1月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
昭和45年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめめる。
昭和49年4月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
昭和50年7月	薬品事業部発足。
昭和52年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場(現第一工場)を建設。
昭和57年2月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは平成3年5月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
昭和63年4月	事業部制廃止。
平成3年3月	埼玉県北埼玉郡大利根町に大利根工場を建設。
平成10年8月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
平成11年4月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成11年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
平成12年5月	ISO14001埼玉・福島・大利根3工場及び総合研究所認証取得。
平成12年6月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成12年11月	ISO9001建材本部認証取得。
平成13年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
平成16年3月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
平成16年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。
平成23年3月	福島県双葉郡楢葉町に福島第二工場を建設。
平成26年12月	ベトナムにハノイ駐在員事務所を開設。
平成28年12月	ネクサス・エレケミックCO.,LTD.操業停止。

### 3 【事業の内容】

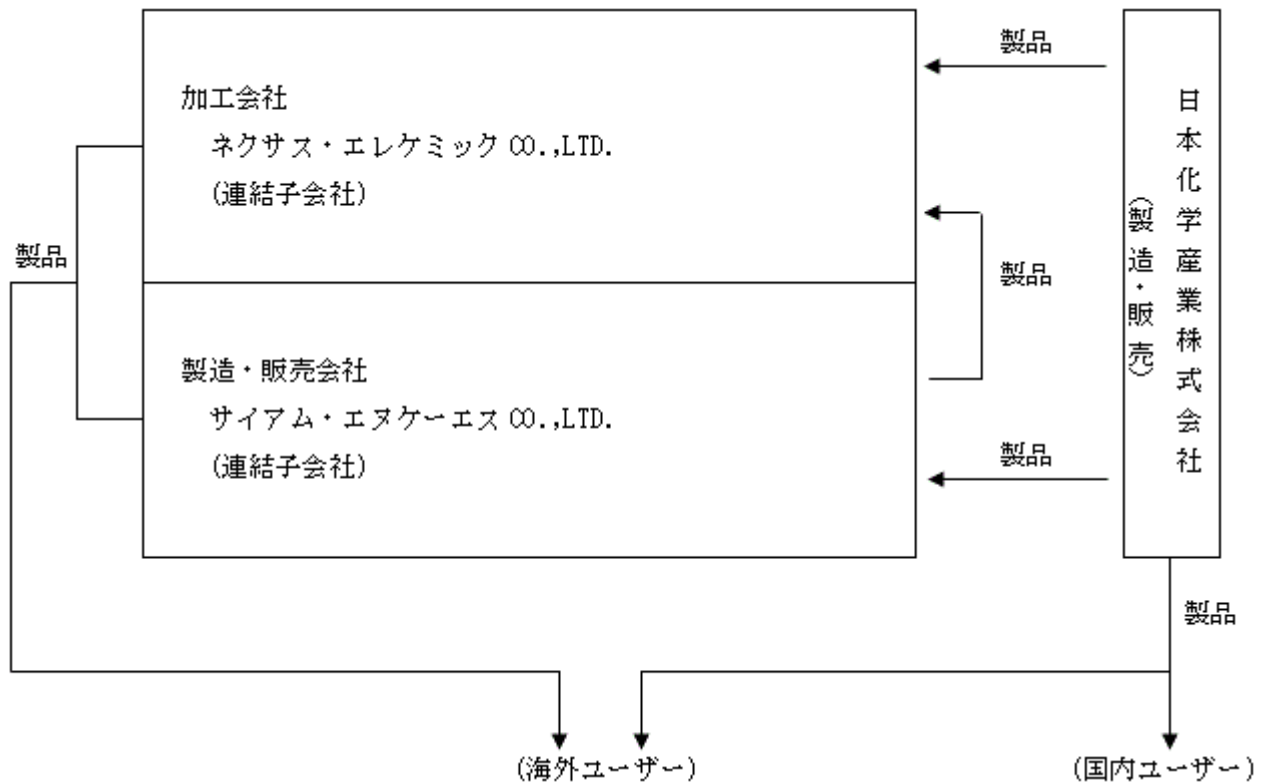
当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

**薬品事業** 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.は工業薬品を製造販売しており、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、当社製品及びサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用し、めっき加工を行っていましたが、平成28年12月末をもって操業を停止しております。

**建材事業** 当社は建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) ネクサス・エレケミック CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 52,000	薬品事業	100	兼任2名	当社及び子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用しめっき加工をしております。
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD. (注) 2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 280,000	薬品事業	100	兼任2名	当社グループの工業薬品のタイにおける製造・販売拠点であります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

3 ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は平成28年12月に操業を停止し、清算に向けて法的な手続きを開始しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	342 (65)
建材事業	48 (44)
全社(共通)	15 (2)
合計	405 (111)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

4 前連結会計年度末に比べ従業員数が122名減少しておりますが、主として平成28年12月末におけるネクサス・エレケミックCO.,LTD.の操業停止に伴う退職によるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
338 (111)	42.4	16.09	5,804,242

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	275 (65)
建材事業	48 (44)
全社(共通)	15 (2)
合計	338 (111)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、平成29年3月31日現在の組合員数は218名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、年度前半の足踏み状態から、下期に入り、海外経済で持ち直しの兆しが見られるとともに、米国の大統領選挙後、円安、株高に転じたことから、輸出を取り巻く環境にも改善の兆しが見られ、鉱工業生産も緩やかな回復傾向となりましたが、依然として自律的回復力は乏しい状態が継続し、米国新政権発足後の政策運営の不確実性や各国における保護主義の台頭、急激な為替変動のリスク、また、国内における人手不足の顕在化など、景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、薬品・建材事業ともに新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザーの開拓、価格競争力を増すための低コスト体質強化に取り組むとともに、海外（タイ）子会社においては主力ユーザーの事業撤退に直面したネクサス・エレケミック社の解散、清算に向けての対応、サイアム・エヌケーエス社における車載用関連製品等の安定生産、増産体制の確立、国内においては福島第一工場における二次電池用正極材受託加工の安定供給、月産600トンへの増産体制構築に向けての準備等、具体的課題への対応に尽力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比1,323百万円 7.1%増の19,844百万円、営業利益が前期比914百万円 55.7%増の2,556百万円、経常利益が前期比906百万円 50.2%増の2,712百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比133百万円 7.9%増の1,819百万円となりました。

以上のように、営業利益、経常利益は前期比大幅増となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は微増となっております。これは前期の特別利益に東京電力からの逸失利益等の補償金およびふくしま産業復興企業立地補助金799百万円を計上しましたが当連結会計年度はその補助金等に該当する対象がなかったことによります。

なお、ネクサス・エレケミック社は、既に平成28年12月を持ちまして操業を停止し、清算に向けて法的な手続きを開始しておりますが、その清算による連結業績への影響は、既に固定資産の減損、要員の削減等、前期、前々期にマイナ要素を処理していることから軽微なものと考えております。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

#### 薬品事業

主力の薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化、生産拠点の海外シフトおよび中国経済減速の影響等により販売数量は伸び悩みましたが、年度の後半において主要原料である非鉄金属の市場価格の急速な上昇に伴った売価アップおよび本格稼働となった二次電池用正極材受託加工の売上増加、海外においては、サイアム・エヌケーエス社における新製品の車載用関連製品2品目が実績化されたことから、売上高は前期比1,171百万円 7.6%増の16,553百万円となりました。

利益面では、国内における二次電池用正極材受託加工の利益増加等に加え、下期における非鉄金属相場上昇による売価アップが原料消費価格上昇に先行したメリット等があり、また海外においても、サイアム・エヌケーエス社の車載用関連製品2品目が実績化され、ネクサス・エレケミック社の営業損失が前期に行った減損処理およびリストラ対応等で縮小したことにより、海外子会社全体で営業利益がプラスに転じたこともあり、薬品事業全体の営業利益は前期比873百万円 69.4%増の2,130百万円と大幅に増加しました。

#### 建材事業

消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響等により低調に推移していた新設住宅着工戸数は、幾分持ち直しの兆しが見えたものの、本格的な回復までには至らず、住宅建材関係において主力製品である防火通気見切り縁が伸び悩みましたが、かねてより準備を進めてきた新製品が実績化されたことにより、売上高は前期比152百万円 4.8%増の3,291百万円となり、営業利益も前期比96百万円 11.6%増の932百万円となりました。



(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで2,658百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで861百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで536百万円減少し、この結果、換算差額による影響なども含めると、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ1,255百万円増加し、14,106百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、2,658百万円の増加(前連結会計年度は3,597百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額883百万円、売上債権の増加額415百万円等による減少があったものの、税金等調整前当期純利益が2,582百万円、減価償却費738百万円、仕入債務の増加額465百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、861百万円の減少(前連結会計年度は634百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、投資有価証券の償還による収入100百万円、有形固定資産の取得による支出798百万円等があったことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、536百万円の減少(前連結会計年度は507百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は配当金の支払額393百万円等があったことであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	10,227,809	5.3
建材事業	1,708,345	3.3
合計	11,936,154	5.0

- (注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	2,530,244	3.0
建材事業	177,598	0.4
合計	2,707,842	2.8

- (注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	16,553,009	7.6
建材事業	3,291,823	4.8
合計	19,844,832	7.1

- (注) 1 セグメント間の内部取引はありません。  
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、昭和14年に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、昭和21年に設立した日本化学産業株式会社との統合を経て、以来、新規の製品開発・用途開発を進めた結果、現在はO A 機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品、触媒用薬品、電池・電子部品用薬品、セラミックス・ガラス用薬品等、多品種、多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売しており、平成11年にはタイにおけるめっき加工業を、平成12年には同じくタイにおけるめっき液製造業を加える等、海外にも進出しております。さらに平成25年以降、タイの子会社の生産品目に車載関連製品を加える等、海外での生産・販売の強化を図っております。また国内の薬品事業でも本格稼働した二次電池用正極材の受託加工の更なる増産体制の構築も図っております。

一方、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよるい戸をはじめ独自製品を開発し、現在は防火、通気、防水関連の機能を有した住宅建材製品を製造販売しています。

当社の経営の基本方針は、上記の通り当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウとそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力をさらに追求、前進させ、成長力の確保と、堅実経営に基づく財務体質の強化を図ることと致しております。

更に「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守および内部統制制度の強化を重要な経営方針としております。

#### (2) 中長期的な経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、薬品・建材の両事業を柱とし、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、業績の維持・向上を引き続き図ることを考えております。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での新製品、福島第一工場での電池材料受託加工等の安定供給・更なる増産体制の確立等を主体に建材事業を含めた国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化および安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築することを考えております。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材・プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の開発・販売促進も当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災およびタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品および建材事業の販売および生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことにより「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の更なる回復とその後の持続的成長を確かなものとしたたく考えております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

したがいまして、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として昭和21年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的开发をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図っております。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画(BCP)を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の回復とその後の持続的な成長を確かなものとしたと考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスに関する取組の詳細につきましては、「第4 6コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織しました。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックするとともに、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第四回信託型ライツ・プラン」といいます。 )を設定することと決議し、同年6月26日開催の当社第90回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただいております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様はその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。 )の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

(1) 申込期日

平成27年6月29日

(2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。 )

平成27年6月29日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。 )する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。 )が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。 )は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後が生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

(4) 本新株予約権の総数

25,000,000個

- (5) 各本新株予約権の払込価額  
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所  
三井住友信託銀行株式会社 本店  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間  
平成27年7月1日から平成30年6月30日(ただし、平成30年6月30日以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
- 1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、
- (ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下本(ア)において同じ。)の所有者(同法第27条の23第1項の所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含む。)及びその共同所有者(同法第27条の23第5項に定義される共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。また、所有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに所有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同所有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する所有者及び共同所有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総称して「大量所有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量所有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量所有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量所有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量所有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量所有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、
- 又は、
- (イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の開始公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記 に定める者であると当社取締役会が

認めた場合を除く。)以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)に属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(当社取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当する者か否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)。)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)に定義される。)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認められた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。
- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (10) 本新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の又はの決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- 権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合
- 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
- 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合
- 上記乃至のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
- 特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
- 当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合



(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。  
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に対し、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

- 2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

- 3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

- 4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

- 5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

当社取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)乃至の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記乃至に  
についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が譲渡人によって提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記及びに定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先(予定)

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値の向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付を防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランとは全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間の限定(3年間のサンセット条項の存在)

新株予約権の行使期間は原則として平成30年6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライセンス・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライセンス・プランと併用することにより、ライセンス・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライセンス・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライセンス・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しています。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このような中で、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料など、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動きなどにより急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響を売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的または自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の自然災害発生、法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が阻害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品および使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送上等での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001はじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが供給する製品は様々な知的財産権を取得しており、適切な対応に努めておりますが、第三者に侵害されるリスクがあります。一方で新たに開発する製品については、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に留意しておりますが、当社の調査が十分かつ網羅的である保証はありません。万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には損害賠償請求等を起こされるリスクがあります。

当社グループは、東日本大震災と福島原発事故、タイの大規模洪水等により被災したことを受けて、事業継続計画(BCP)を策定し、計画を実行に移しつつありますが、事業継続計画での想定を越える災害が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前通り、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、薬品事業は、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に、建材事業は、住宅関連を中心に安全で利便性の良い製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続いて市場ニーズへの対応を試作開発チーム等で、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、厳しい事業環境の中、早期の販売実績化を最優先課題として推進いたしました。セグメント別の研究開発活動は次の通りでありました。

### (薬品事業)

当連結会計年度は不確実な要素が多い事業環境が続くことを前提に、持続的成長を実現する為の取り組みとしてリチウムイオン電池用正極材や環境対応型表面処理用薬品、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品をはじめとする当社独自技術に基づく新製品の開発促進や新規事業の開拓等、新たな価値の創出に取り組んでおります。

化成品を中心とした市場ニーズへの取り組みでは当社独自技術を活かした金属石鹼分野で新たな生産プロセスを開発した事で硬化触媒用金属石鹼のラインナップ拡充と大幅な生産性向上を実現して販売機会の増大に取り組んでいます。引き続き、実用化した生産プロセスを活用した合成ゴム用重合触媒のラインナップ拡充と生産性向上に取り組んでいます。また、主力錫製品の酸化第一錫ではより高品位で品質安定性の高い製品の供給を可能とする新たな生産プロセスを開発しましたので新たな価値の提供と新規顧客開拓につなげてまいります。

リチウムイオン二次電池事業は事業収益貢献度の高い受託加工事業に加えて、当社独自技術を更に発展させた電池材料事業強化の取り組みとしてNCA系正極材に新シリーズを加えて新規顧客開拓と新規生産プロセス実用化が進展しました。特に顧客の要請が強かった残存アルカリを削減する事で使い勝手を向上させたNCA系正極材を開発致しましたので、来期は設備投資と量産化を実現して販売機会の増大を目指します。また、オープンイノベーションを活用して水系バインダーに最適化されたNCA系正極材の開発にも取り組んでいます。

表面処理薬剤分野では環境対応型表面処理プロセスを求める市場ニーズに応じて特定ユーザー向けではありますがノーシアン銅・銅合金めっきプロセスの採用実績化や海外市場ニーズに応じてニッケルフリーアルマイト封孔剤の改良と実績化・拡販を継続しています。また、高機能スルファミン酸ニッケルめっきプロセスを開発してめっき皮膜の機能性をHPや展示会セミナー等で訴求する事で販売機会の増大と新規顧客開拓に取り組んでいます。引き続き、環境対応型表面処理プロセスではノーシアン真鍮プロセスやメタルフリー封孔剤の開発にも取り組んでいます。

無電解ニッケルめっきプロセスはネクサス・エレキミック社の事業清算でサイアム・エヌケーエス社のめっき液販売が低迷する中、国内既存顧客を中心に技術サービスを拡充した商権維持活動の取り組み強化と黒色の光沢と低光沢タイプ、非金属への無電解ニッケルめっき等の新規顧客開拓に努めました。今期は自動車市場を想定した高硬度無電化ニッケル合金めっきプロセスのプロトタイプを完成させて、来期は上市に向けた取り組みにも着手します。また、海外子会社には事業構造転換に向けて現地従業員の技術指導を強化しています。

### (建材事業)

主力製品である「防火通気見切り縁BMシリーズ」は、引き続き拡販に向けた仕様・性能検証を迅速に進め、新規顧客開拓に繋げました。また、軒天井板メーカーの新しい材料と当社BMシリーズとを組み合わせ、国土交通大臣認定を取得し、新たな認定番号での運用を開始しています。また、軒天井と破風部を一体化させた新しいタイプの軒裏構造で国土交通大臣認定を取得し、更にBMシリーズは、都市部に多い軒の出が少ない建物に対応する製品や、換気性能が優れた製品の開発を進めております。その他にも住宅関連の新製品開発では、お客様の用途に合わせた提案を行い、弊社が得意とするロール成形、曲げ、プレスといった成形技術を利用して基礎廻りの水切り材やステンレス製の屋上点検口、屋根廻りの換気部材の開発を完了し、エクステリア関連製品ではシンプルデザイン庇のバリエーションを追加し、拡販を目指しております。また、住宅関連に限らないオリジナル新製品の開発を進めております。一方、制御盤用熱交換器「クールフィン」に関しましては、工作機械メーカーや産業用ロボットメーカー向けに、省エネルギー対応の強化、欧米の規格に対応する製品群の充実を図り、かつ、コストダウンのため設計改良、製作方法の改善を進めております。これら研究開発活動では設計ツールとして3次元CAD、シミュレーションソフト及び3Dプリンターを活用し、試作・性能検証等の効率化及び設計技術・提案力の強化を推進しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め423百万円(薬品事業343百万円、建材事業80百万円)であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、年度前半の足踏み状態から、下期に入り、海外経済で持ち直しの兆しが見られるとともに、米国の大統領選挙後、円安、株高に転じたことから、輸出を取り巻く環境にも改善の兆しが見られ、鉱工業生産も緩やかな回復傾向となりましたが、依然として自律的回復力は乏しい状態が継続し、米国新政権発足後の政策運営の不確実性や各国における保護主義の台頭、急激な為替変動のリスク、また、国内における人手不足の顕在化など、景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、薬品・建材事業ともに新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザーの開拓、価格競争力を増やすための低コスト体質強化に取り組むとともに、海外（タイ）子会社においては主力ユーザーの事業撤退に直面したネクサス・エレケミック社の解散、清算に向けての対応、サイアム・エヌケーエス社における車載用関連製品等の安定生産、増産体制の確立、国内においては福島第一工場における二次電池用正極材受託加工の安定供給、月産600トンへの増産体制構築に向けての準備等、具体的課題への対応に尽力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比1,323百万円 7.1%増の19,844百万円、営業利益が前期比914百万円 55.7%増の2,556百万円、経常利益が前期比906百万円 50.2%増の2,712百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比133百万円 7.9%増の1,819百万円となりました。

以上のように、営業利益、経常利益は前期比大幅増となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は微増となっております。これは前期の特別利益に東京電力からの逸失利益等の補償金およびふくしま産業復興企業立地補助金799百万円を計上しましたが当連結会計年度はその補助金等に該当する対象がなかったことによります。

なお、ネクサス・エレケミック社は、既に平成28年12月を持ちまして操業を停止し、清算に向けて法的な手続きを開始しておりますが、その清算による連結業績への影響は、既に固定資産の減損、要員の削減等、前期、前々期にマイナス要素を処理していることから軽微なものと考えております。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

#### 薬品事業

主力の薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化、生産拠点の海外シフトおよび中国経済減速の影響等により販売数量は伸び悩みましたが、年度の後半において主要原料である非鉄金属の市場価格の急速な上昇に伴った売価アップおよび本格稼働となった二次電池用正極材受託加工の売上増加、海外においては、サイアム・エヌケーエス社における新製品の車載用関連製品2品目が実績化されたことから、売上高は前期比1,171百万円 7.6%増の16,553百万円となりました。

利益面では、国内における二次電池用正極材受託加工の利益増加等に加え、下期における非鉄金属相場上昇による売価アップが原料消費価格上昇に先行したメリット等があり、また海外においても、サイアム・エヌケーエス社の車載用関連製品2品目が実績化され、ネクサス・エレケミック社の営業損失が前期に行った減損処理およびリストラ対応等で縮小したことにより、海外子会社全体で営業利益がプラスに転じたこともあり、薬品事業全体の営業利益は前期比873百万円 69.4%増の2,130百万円と大幅に増加しました。

#### 建材事業

消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響等により低調に推移していた新設住宅着工戸数は、幾分持ち直しの兆しが見えたものの、本格的な回復までには至らず、住宅建材関係において主力製品である防火通気見切り縁が伸び悩みましたが、かねてより準備を進めてきた新製品が実績化されたことにより、売上高は前期比152百万円 4.8%増の3,291百万円となり、営業利益も前期比96百万円 11.6%増の932百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は、売上債権、現金及び預金が増加したことにより、前連結会計年度末比1,760百万円増の24,062百万円となりました。一方、固定資産は、既存設備の減価償却が進んだことによる減少はありましたが、二次電池用正極材受託加工の更なる増産体制構築のため建設仮勘定が大幅に増加したことにより有形固定資産が前連結会計年度末比412百万円増の6,030百万円となり、投資その他の資産も投資有価証券が株価の上昇で増加したことにより、前連結会計年度末比1,523百万円増の13,505百万円となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ3,283百万円増の37,567百万円となりました。一方、負債は、流動負債が前連結会計年度末比728百万円増の5,077百万円となり、固定負債も前連結会計年度末比362百万円増の1,261百万円となったため、全体でも前連結会計年度末比1,090百万円増の6,338百万円となりました。また、純資産は、前連結会計年度末比2,193百万円増の31,229百万円となり、その結果、自己資本比率は前連結会計年度末の84.7%から83.1%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで2,658百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで861百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで536百万円減少し、この結果、換算差額による影響なども含めると、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ1,255百万円増加し、14,106百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、2,658百万円の増加(前連結会計年度は3,597百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額883百万円、売上債権の増加額415百万円等による減少があったものの、税金等調整前当期純利益が2,582百万円、減価償却費738百万円、仕入債務の増加額465百万円等により資金が増加したことであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、861百万円の減少(前連結会計年度は634百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、投資有価証券の償還による収入100百万円、有形固定資産の取得による支出798百万円等があったことであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、536百万円の減少(前連結会計年度は507百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は配当金の支払額393百万円等があったことであります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資は総額1,261百万円であり、その主なものとしては、薬品事業では、生産能力増強を主体として1,118百万円を実施いたしました。建材事業では、生産設備の更新を主体として36百万円を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却または売却はありません。



## 2 【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品・その他製 造設備	273,810	493,609	63,864 (44,192.06)	45,212	876,496	121
青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その 他建材製造及び 販売設備	60,262	95,043	52,327 (17,662.75)	19,544	227,178	44
福島第一工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	298,049	435,671	134,571 (29,434.33)	21,239	889,532	33
福島第二工場 (福島県双葉郡 楢葉町)		薬品製造設備 (賃貸しておりま す)	100,193		155,469 (24,103.19)		255,662	
大利根工場 (埼玉県加須市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品製造設備	107,734	100,975	620,110 (13,335.71)	8,483	837,304	19
本社 (東京都台東区)	薬品事業	本社管理業務及 び東日本地区販 売設備	16,575	5,527	308,620 (670.18)	3,133	333,855	47
大阪支店 (大阪市中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区 販売設備	11,776		162,729 (602.63)	863	175,369	18
名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区 販売設備	2,680	523	7,182 (162.79)	3	10,391	8
研究設備 総合研究所 (埼玉県草加市)	薬品事業	調査・研究・ 開発設備	24,405	1,276		36,452	62,134	32
厚生設備 越谷社宅 (埼玉県越谷市)		社員住宅施設 (一部賃貸してい ります)	93,052		288,070 (1,946.00)		381,123	
松原独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	4,783		3,757 (115.34)	30	8,571	
新田寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	64,076		87,115 (968.59)	1,341	152,533	

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。  
3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

## (2) 在外子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ネクサス・ エレクミック CO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	めっき加工 設備	1,922	1,925	22,803 (5,495)	2,975	29,628	2
サイアム・ エヌケーエ スCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	工業薬品 製 造設備	250,074	542,429	183,123 (31,172)	50,281	1,025,908	65

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。  
4 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支出額 (百万円)				
提出 会社	福島第一工場 (福島県双葉 郡広野町)	薬品事業	二次電池用 正極材の受 託加工設備	1,500	595	自己資金	平成28年12月	平成29年8月	生産能力 70%増

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 100株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成27年6月26日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第四回信託型ライツ・プランを設定することを平成27年6月26日開催の定時株主総会にて可決しました。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
決議年月日	平成27年6月26日	同左
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数	25,000,000個	同左
新株予約権のうち自己新 株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
本新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。</p>	同左
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
本新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成30年6月30日(ただし、平成30年6月30日以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とする。	同左
本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	各本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。	同左
本新株予約権の行使の条件	(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、 (ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、本(ア)において同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者	同左

	<p style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成29年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)</p>
	<p>グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p> <p>又は、</p> <p>(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の開始公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全て</p> <p>なされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン</p>	

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)に属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、</p> <p>(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)</p> <p>及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)</p> <p>も含まれるものとする。また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)に定義される。)</p> <p>及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)に定義される。))を総称して「大規模買付者」という。</p> <p>当社又は当社の子会社</p> <p>当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくな</p>	

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>った者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するかどうかについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。</p> <p>当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買</p>	



	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること</p> <p>(3) 上記(2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがいわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨</p>	

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
	<p>げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない</p> <p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p> <p>(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。 新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記</p>	同左
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)

	乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること 譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと 譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと	
取得条項に関する事項	(注) 2	同左
信託の設定の状況	(注) 3	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

#### 2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 上記(1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合  
当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要であると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会が、新株予約権全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

3 当社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。

#### 4 取得の対価として交付される株式の種類及び数

(1) 上記(注) 2 に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 上記(注) 2 に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。

(4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

(1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等において当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

7 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

8 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

#### 9 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
昭和56年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		18	29	107	41	1	1,535	1,731	
所有株式数(単元)		57,386	1,339	35,966	18,045	16	93,968	206,720	8,000
所有株式数の割合(%)		27.76	0.65	17.40	8.73	0.01	45.46	100.00	

(注) 1 自己株式は、「個人その他」に9,229単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,184	10.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	798	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	729	3.53
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	490	2.37
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE. CANADA SQUARE.CANARYWHARF.LONDON E14 5LB (東京都千代田区丸の内1丁目5番地1号)	471	2.28
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	457	2.21
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	404	1.95
計		8,165	39.48

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が所有している自己株式922千株(4.46%)があります。

3 平成29年5月10日付で公衆の閲覧に供されている変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が平成29年4月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株権等の数(株)	株券等保有割合(%)
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	株式1,344,300	6.50

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 922,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式19,749,100	197,491	
単元未満株式	普通株式 8,000		1単元(百株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		197,491	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式10株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	922,900		922,900	4.46
計		922,900		922,900	4.46

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。



2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	145	111
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (従業員持株会への処分)				
保有自己株式数	922,910		922,910	

(注) 1 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の業績につきましては、主力の薬品事業において、二次電池用正極材の受託加工の本格稼働およびサイアム・エヌケーエス社の業績向上等により利益面では大幅な増益となりましたが、受託品を除く製品の販売数量の伸び悩みは継続し、建材事業においても本格的な回復までには至らないことから売上高は微増に終わりました。当期の配当につきましては、これらの業績に前述の基本方針等も勘案の上、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により中間1株につき10円、総額197,571,450円（支払開始日：平成28年12月6日）、期末配当は1株につき11円、総額217,327,990円（支払開始日：平成29年6月12日）とさせていただきます。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月8日 取締役会決議	197,571	10.00
平成29年5月12日 取締役会決議	217,327	11.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	628	840	897	924	1,439
最低(円)	465	575	630	754	701

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	770	880	930	1,439	1,420	1,310
最低(円)	712	735	817	903	1,170	1,175

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状況】

男性13名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社長		柳 澤 英 二	昭和24年11月5日生	昭和48年4月 新日本製鐵(株)入社 昭和58年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 ネクス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長(現任) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注3	247
常務取締役	総務部門 担当	久 能 忠 生	昭和19年8月8日生	昭和49年2月 当社入社 平成元年4月 当社建材本部業務課長 平成12年10月 当社総務部部長補佐 平成13年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役 総務部門担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任) 平成28年6月 当社常務執行役員(現任)	注3	54
取締役	薬品生産 本部長	小 林 憲 男	昭和26年5月3日生	昭和45年3月 当社入社 平成6年4月 当社薬品生産本部技術部検査課長 平成10年4月 当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年7月 当社薬品生産本部埼玉工場生産部 長 平成15年4月 当社薬品生産本部長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 当社執行役員(現任)	注3	41
取締役	建材本部長	桜 井 俊 二	昭和24年7月2日生	昭和49年4月 (株)三井銀行入社 平成10年4月 (株)さくら銀行千住支店長 平成12年4月 (株)さくら銀行国際企業ディビジョ ンカンパニー海外拠点統括部詰(イ ンドネシアさくら銀行社長) 平成13年4月 (株)三井住友銀行監査部副部長 平成14年12月 (株)三井住友銀行業務監査部副部長 平成16年4月 (株)三井住友銀行本店上席調査役 平成16年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社社長室長 平成23年10月 当社社長室・建材本部担当 平成24年6月 当社建材本部長(現任) 平成28年6月 当社執行役員(現任)	注3	8
取締役	薬品営業 本部長 兼 海外本部 担当	丁 子 幹 雄	昭和22年5月19日生	昭和45年3月 当社入社 平成4年4月 当社薬品営業本部東京営業部表面 処理営業課長 平成8年4月 当社薬品営業本部東京営業部高崎 出張所長 平成11年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 平成14年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 平成18年6月 当社薬品営業本部長 兼 東京営 業部長 平成19年5月 当社薬品営業本部長 兼 東京営業 部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 当社薬品営業本部長 平成21年6月 当社薬品営業本部長兼海外本部長 平成25年4月 当社薬品営業本部長兼海外本部担 当(現任) 平成28年6月 当社執行役員(現任)	注3	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	総合研究所長	鹿島 肇	昭和27年8月28日生	昭和48年4月 平成6年4月 平成17年7月 平成22年4月 平成24年6月 平成28年6月	当社入社 当社総合研究所主任研究員 当社総合研究所長補佐 当社総合研究所長(現任) 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任)	注3	10
取締役	社長室長	野瀬 賢造	昭和32年1月8日生	昭和54年4月 平成6年11月 平成16年7月 平成18年7月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年10月 平成24年6月 平成28年6月	新日本製鐵(株)入社 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 新日本製鐵(株)総合・システム建築部長 新日鉄エンジニアリング(株)財務部長 新日鉄エンジニアリング(株)営業総括部長 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 当社顧問 当社社長室長(現任) 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任)	注3	5
取締役		井上 幸夫	昭和29年7月30日生	昭和52年4月 平成18年6月 平成21年8月 平成26年2月 平成26年6月	富士写真フイルム(株)入社 富士写真フイルム(株)総務部長 富士フイルムビジネスエキスパート(株)取締役 (有)オフィスアーク代表取締役(現職) 当社取締役(現任)	注3	2
取締役		吉成 昌之	昭和22年10月6日生	昭和50年4月 平成9年4月 平成13年4月 平成19年4月 平成21年6月 平成22年8月 平成23年3月 平成25年8月 平成27年6月 平成28年3月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 第一勧業信用組合員外監事(現職) 東京都弁護士国民健康保険組合理事 東京(株)アサツーディ・ケイ 社外監査役 東京都弁護士国民健康保険組合副理事長 当社取締役(現任) (株)アサツーディ・ケイ 社外取締役(現職)	注3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		吉田 豊	昭和39年1月13日生	昭和61年4月 平成16年1月 平成18年4月 平成19年5月 平成21年6月 平成23年2月 平成24年1月 平成24年4月 平成26年10月 平成27年10月 平成28年6月	中央信託銀行㈱入社 中央三井信託銀行㈱大阪支店証券 代行部次長 中央三井信託銀行㈱渋谷支店次長 中央三井信託銀行㈱証券代行部次 長 中央三井信託銀行㈱岐阜支店長 中央三井信託銀行㈱所沢支店長 中央三井信託銀行㈱千葉支店長 三井住友信託銀行㈱千葉支店長 三井住友信託銀行㈱名古屋営業部 長 三井住友信託銀行㈱内部監査部主 管 当社監査役(現任)	注4	0
監査役		花木正義	昭和23年9月5日生	昭和45年12月 昭和46年4月 昭和50年7月 平成8年7月 平成14年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成20年8月 平成24年6月 平成26年6月 平成29年3月	税理士試験合格 名古屋国税局 入局 国税庁勤務 税務大学校教授 荏原税務署長(品川) 大阪国税局調査第一部長 東京国税局調査第二部長 東京国税局調査第二部長退任 税理士登録 当社監査役(現任) ㈱アルファシステムズ監査役(現 職) 越後交通㈱社外監査役(現職)	注4	1
監査役		白田正博	昭和23年9月1日生	昭和47年4月 平成8年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成24年6月	当社入社 当社建材本部建材生産部住宅建材 製造課長 当社建材本部建材生産部長 当社建材本部長 当社監査役(現任)	注4	27
監査役		富山正次	昭和19年6月17日生	昭和43年4月 昭和44年7月 昭和46年3月 平成4年8月 平成13年5月 平成16年1月 平成22年4月 平成22年12月 平成25年6月 平成25年8月 平成28年6月	公認会計士尾澤修治共同事務所入 所 監査法人朝日会計社入社 公認会計士登録 監査法人朝日新和会計社代表社員 朝日監査法人専務理事 あずさ監査法人副理事長 早稲田大学大学院ファイナンス研 究科教授 日本振興銀行㈱取締役(裁判所の 承認による) ㈱スクウェア・エニックス・ホー ルディングス非常勤監査役(現 職) 日本公認会計士協会不服審査会会 長 当社監査役(現任)	注4	
計							422

- (注) 1 取締役井上幸夫氏及び吉成昌之氏の両氏は、社外取締役であります。
- 2 常勤監査役吉田豊氏、監査役花木正義氏及び富山正次氏の3氏は、社外監査役であります。
- 3 平成29年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成29年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

#### イ 当社の機関等の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的方針を受けて、具体的には次の機関を設置し、必要な諸施策を実施しております。

##### 1) 取締役・取締役会

当社は、取締役会を、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けております。定款で取締役は12名以内と定めておりますが、現在、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されております。取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役の責任を明確化するため、任期は1年としております。管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるきめ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くした上で重要事項の意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

##### 2) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行を行っております。執行役員は、現在11名(内、取締役兼務者が7名)で、その任期は1年としております。

##### 3) 経営会議

当社は、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設けております。経営会議では、取締役会付議事項の決定、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うことに伴う施策の審議等を行っており、経営会議の審議を経て社長が意思決定をすることとしております。

##### 4) 監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、現在、監査役4名で監査役会を構成しております。

監査役4名の内、3名は、経験と見識および専門的な知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外監査役となっております。各監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っております。各監査役は、原則3か月に1回、監査役会を開催し、監査実施内容の共有化を図るとともに、常勤監査役は取締役会および経営会議に、他の各監査役は取締役会および必要に応じて経営会議に出席しております。

#### ロ 内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況および当該体制の運用状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、平成18年5月9日開催の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。なお、基本方針に関しては平成21年4月27日、平成27年4月28日、及び平成29年4月27日に一部改訂しております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法律および定款に適合することを確保するための体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認および問題点の改善を行っております。

更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。
- ・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門では是正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握および改善に努めております。

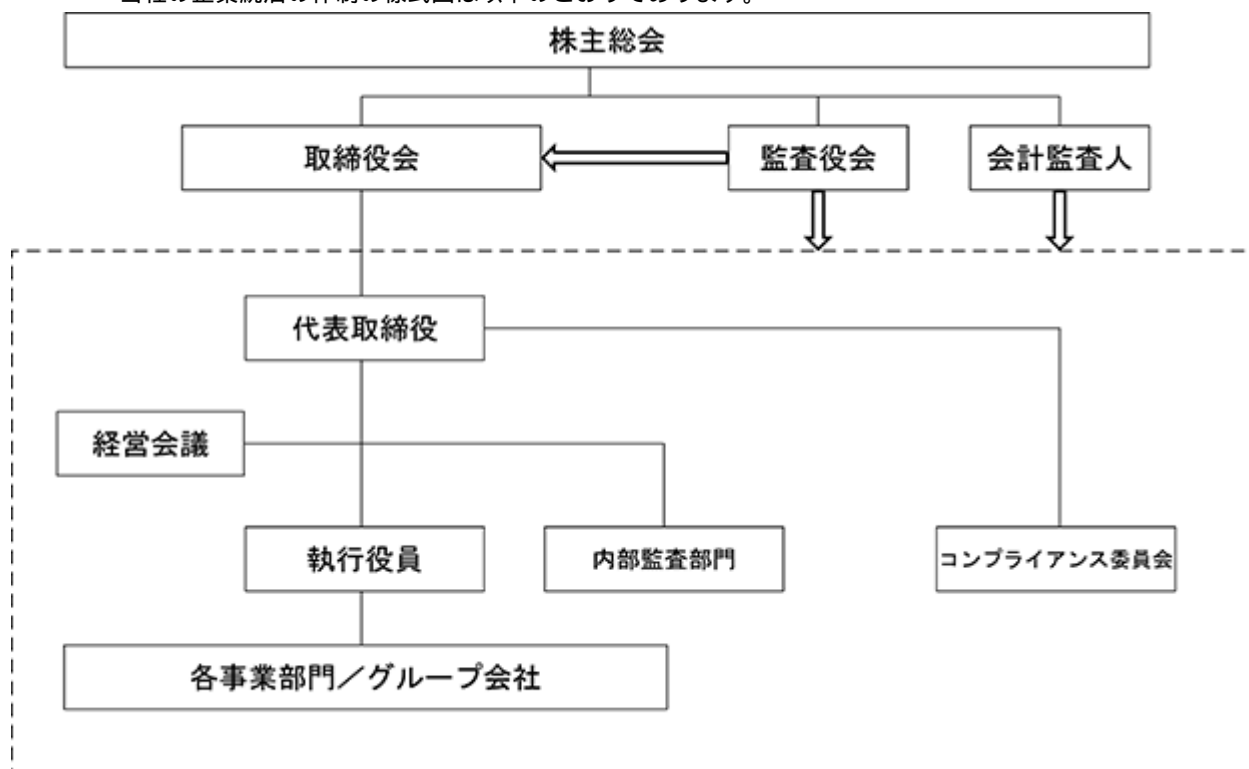
八 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結子会社より事業状況等の報告を受けております。連結子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたりスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。連結子会社は、業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款および社内規程の遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査しております。

二 責任限定契約の内容

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役、会計監査人とそれぞれ業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第427条1項に基づき、会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社の企業統治の体制の様式図は以下のとおりであります。



内部監査及び監査役監査

内部監査部門である社長室（５名）は、財務および会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役及び監査役に報告いたしております。

社外取締役及び社外監査役

当社と当社の社外取締役（２名）及び社外監査役（３名）の間には、現在、特別な人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

社外取締役の井上幸夫氏につきましては、前職での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に有用な助言および提言をいただきたいため選任しております。

社外取締役の吉成昌之氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と高い見識および他社の社外監査役としての知識・経験から、当社の経営全般に関し有用な助言および提言をいただきたいため選任しております。

社外監査役の吉田 豊氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、証券関連業務および支店長経験をはじめとした幅広い知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の花木正義氏につきましては、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務の知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の富山正次氏につきましては、長年の公認会計士として培われた財務および経理に関する知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

なお、社外取締役２名および吉田 豊氏を除く社外監査役２名は、いずれも、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同取引所に届出しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	83,459	59,655	23,804		7
監査役 (社外監査役を除く。)	4,104	3,552	552		1
社外役員	37,219	31,575	5,644		7

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要なものはありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役位、就任年数等を基に、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当社定款における定め概要

- ・当社の取締役は12名以内と定めるほか、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
- ・株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。
- ・自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。



- ・ 剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。尚、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。  
取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であったものを含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。
- ・ 社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、それぞれが業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。  
期末日現在、社外取締役井上幸夫氏、社外取締役吉成昌之氏、社外監査役吉田豊氏、社外監査役花木正義氏、社外監査役富山正次氏、及び仰星監査法人与責任限定契約を締結しております。

#### 株式の保有状況

##### イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	33銘柄
貸借対照表計上額の合計額	3,567,267千円

##### ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) J C U	186,000	688,200	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本パーカライジング(株)	520,400	529,767	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	236,852	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原ケミカル(株)	137,660	184,739	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イハラケミカル工業(株)	77,100	112,103	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	104,500	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ S C ホールディングス(株)	196,618	88,674	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 東京 T Y F G	24,706	64,606	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	80,000	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	58,032	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 三井住友フィナンシャルグループ	16,563	56,512	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	66,299	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	40,080	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 八十二銀行	60,000	29,100	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	33,550	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) りそなホールディングス	55,878	22,440	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 神戸製鋼所	136,990	13,562	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	15,200	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) ノリタケカンパニーリミテド	76,000	19,304	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	9,306	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
ミサワホーム(株)	10,541	7,853	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	7,153	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	2,522	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	4,125	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	2,341	3,221	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	847	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	595	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	972	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) J C U	372,000	1,318,740	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本パーカライジング(株)	520,400	716,070	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	291,984	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原ケミカル(株)	137,660	186,529	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	168,337	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ S C ホールディングス(株)	196,618	105,387	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	96,000	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	88,644	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 東京 T Y F G	24,706	82,394	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
イハラケミカル工業(株)	77,100	77,871	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 三井住友フィナンシャルグループ	16,563	66,997	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	66,402	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	69,360	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	49,410	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 八十二銀行	60,000	37,740	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株) りそなホールディングス	55,878	33,409	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株) ノリタケカンパニーリミテド	7,600	21,667	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	20,600	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	15,572	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 神戸製鋼所	13,699	13,918	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
ミサワホーム(株)	10,541	10,962	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,170	8,376	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	6,050	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	2,820	4,890	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	3,175	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	1,174	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	912	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	578	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

## 八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	40,428	36,648			328
非上場株式以外の株式	155,851	215,350	5,153		106,220

## 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、仰星監査法人に所属し、その氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 川崎浩

業務執行社員 竹村純也

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士4名、会計士試験合格者1名、その他1名

なお、会計監査上の問題点については、最低年2回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	19		19	
連結子会社				
計	19		19	

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について仰星監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,151,732	14,506,772
受取手形及び売掛金	5,948,717	6,354,868
商品及び製品	963,064	857,495
仕掛品	975,539	1,066,476
原材料及び貯蔵品	1,038,075	998,978
繰延税金資産	148,613	162,286
その他	77,244	117,010
貸倒引当金	1,640	1,770
流動資産合計	22,301,348	24,062,118
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,389,941	5,303,631
減価償却累計額	4,154,712	4,068,781
建物及び構築物（純額）	1,235,228	1,234,849
機械装置及び運搬具	12,045,093	11,895,518
減価償却累計額	10,198,826	10,218,535
機械装置及び運搬具（純額）	1,846,267	1,676,983
工具、器具及び備品	1,583,637	1,602,573
減価償却累計額	1,343,496	1,414,143
工具、器具及び備品（純額）	240,141	188,430
土地	2,225,982	2,309,076
リース資産	61,681	61,681
減価償却累計額	38,810	51,146
リース資産（純額）	22,871	10,534
建設仮勘定	47,244	610,485
有形固定資産合計	注2 5,617,734	注2 6,030,360
無形固定資産		
投資その他の資産	49,257	51,059
投資有価証券	注1 3,027,771	注1 4,068,284
生命保険積立金	472,624	490,267
保険積立金	228,977	227,838
長期預金	2,400,000	2,400,000
退職給付に係る資産	-	23,516
繰延税金資産	203	10,406
その他	187,293	205,205
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	6,315,300	7,423,947
固定資産合計	11,982,292	13,505,367
資産合計	34,283,641	37,567,485

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	2,102,720	2,565,896
短期借入金	注2 566,400	注2 435,600
未払法人税等	496,046	415,709
賞与引当金	325,000	380,000
役員賞与引当金	25,000	30,000
資産撤去引当金	33,000	-
その他	800,506	1,250,090
流動負債合計	4,348,674	5,077,296
<b>固定負債</b>		
長期未払金	40,116	40,116
繰延税金負債	385,462	769,664
環境対策引当金	9,532	9,532
退職給付に係る負債	314,797	302,046
資産除去債務	129,746	132,417
その他	19,359	7,325
固定負債合計	899,013	1,261,101
負債合計	5,247,687	6,338,397
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	613,767	613,767
利益剰余金	26,965,062	28,389,090
自己株式	461,547	461,659
株主資本合計	28,151,281	29,575,198
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	719,259	1,511,124
為替換算調整勘定	300,907	234,725
退職給付に係る調整累計額	135,496	91,960
その他の包括利益累計額合計	884,671	1,653,889
純資産合計	29,035,953	31,229,088
負債純資産合計	34,283,641	37,567,485



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
売上高	18,521,012	19,844,832
売上原価	注1 14,429,069	注1 14,735,980
売上総利益	4,091,943	5,108,852
販売費及び一般管理費	注2、注3 2,450,401	注2、注3 2,552,599
営業利益	1,641,542	2,556,252
営業外収益		
受取利息	22,359	18,797
受取配当金	65,958	69,629
仕入割引	12,185	12,568
不動産賃貸料	57,876	59,286
為替差益	10,072	-
補助金収入	30,407	45,641
その他	17,134	29,434
営業外収益合計	215,993	235,358
営業外費用		
支払利息	11,443	11,607
売上割引	10,574	7,978
賃貸収入原価	27,630	58,414
為替差損	-	159
その他	1,383	642
営業外費用合計	51,031	78,803
経常利益	1,806,504	2,712,807
特別利益		
固定資産売却益	注4 32	注4 4,378
投資有価証券売却益	67,038	0
補助金収入	525,200	-
受取補償金	274,786	6,104
特別利益合計	867,057	10,482
特別損失		
固定資産除却損	注5 19,299	注5 60,262
減損損失	注6 70,069	注6 43,179
特別退職金	18,203	37,697
資産撤去引当金繰入額	33,000	-
特別損失合計	140,572	141,139
税金等調整前当期純利益	2,532,989	2,582,151
法人税、住民税及び事業税	807,109	791,851
法人税等調整額	40,194	28,872
法人税等合計	847,304	762,978
当期純利益	1,685,684	1,819,172
親会社株主に帰属する当期純利益	1,685,684	1,819,172

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	1,685,684	1,819,172
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	539,815	791,865
為替換算調整勘定	178,970	66,182
退職給付に係る調整額	174,042	43,535
その他の包括利益合計	注1 892,827	注1 769,218
包括利益	792,857	2,588,390
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	792,857	2,588,390
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	607,788	25,637,354	285,205	26,993,937
当期変動額					
剰余金の配当			357,976		357,976
親会社株主に帰属する当期純利益			1,685,684		1,685,684
自己株式の取得				181,494	181,494
自己株式の処分		5,979		5,151	11,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		5,979	1,327,708	176,342	1,157,344
当期末残高	1,034,000	613,767	26,965,062	461,547	28,151,281

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,259,075	479,877	38,545	1,777,499	28,771,436
当期変動額					
剰余金の配当					357,976
親会社株主に帰属する当期純利益					1,685,684
自己株式の取得					181,494
自己株式の処分					11,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	539,815	178,970	174,042	892,827	892,827
当期変動額合計	539,815	178,970	174,042	892,827	264,516
当期末残高	719,259	300,907	135,496	884,671	29,035,953

当連結会計年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	613,767	26,965,062	461,547	28,151,281
当期変動額					
剰余金の配当			395,143		395,143
親会社株主に帰属する当期純利益			1,819,172		1,819,172
自己株式の取得				111	111
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,424,028	111	1,423,916
当期末残高	1,034,000	613,767	28,389,090	461,659	29,575,198

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	719,259	300,907	135,496	884,671	29,035,953
当期変動額					
剰余金の配当					395,143
親会社株主に帰属する当期純利益					1,819,172
自己株式の取得					111
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	791,865	66,182	43,535	769,218	769,218
当期変動額合計	791,865	66,182	43,535	769,218	2,193,135
当期末残高	1,511,124	234,725	91,960	1,653,889	31,229,088

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,532,989	2,582,151
減価償却費	770,854	738,555
減損損失	70,069	43,179
貸倒引当金の増減額( は減少)	110	130
賞与引当金の増減額( は減少)	10,000	55,000
役員賞与引当金の増減額( は減少)	5,000	5,000
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	39,471	5,490
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	23,336	14,659
資産撤去引当金の増減額( は減少)	33,000	33,000
債務保証損失引当金の増減額( は減少)	8,673	-
固定資産売却損益( は益)	32	4,378
固定資産除却損	19,299	60,262
投資有価証券売却損益( は益)	67,038	0
特別退職金	18,203	37,697
受取利息及び受取配当金	88,317	88,426
支払利息	11,443	11,607
補助金収入	525,200	-
受取補償金	274,786	6,104
売上債権の増減額( は増加)	423,618	415,559
たな卸資産の増減額( は増加)	681,083	48,157
仕入債務の増減額( は減少)	205,167	465,940
未払消費税等の増減額( は減少)	29,550	15,288
その他	76,145	19,256
小計	3,343,505	3,495,010
利息及び配当金の受取額	89,827	89,941
利息の支払額	11,440	37,697
特別退職金の支払額	18,203	11,621
法人税等の支払額	606,463	883,052
補助金の受取額	525,200	-
補償金の受取額	274,786	6,104
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,597,211	2,658,684

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	1,700,000	1,300,000
定期預金の預入による支出	1,700,000	1,400,000
有形固定資産の取得による支出	692,601	798,322
有形固定資産の売却による収入	985	5,428
無形固定資産の取得による支出	3,035	5,360
投資有価証券の取得による支出	841	671
投資有価証券の売却による収入	112,000	-
投資有価証券の償還による収入	-	100,000
生命保険積立金の解約による収入	-	2,787
生命保険積立金の積立による支出	18,778	18,626
保険積立金の解約による収入	-	49,139
保険積立金の積立による支出	-	47,999
その他	32,231	47,551
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>634,503</b>	<b>861,177</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,510,200	2,262,750
短期借入金の返済による支出	1,472,814	2,389,950
ファイナンス・リース債務の返済による支出	18,371	15,084
自己株式の取得による支出	181,494	111
自己株式の売却による収入	11,130	-
配当金の支払額	355,990	393,922
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>507,339</b>	<b>536,319</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,604	6,148
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,436,763	1,255,040
現金及び現金同等物の期首残高	10,414,968	12,851,732
現金及び現金同等物の期末残高	注1 12,851,732	注1 14,106,772

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

株式会社川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した会社の名称

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.および サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

###### b その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### たな卸資産

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産(リース資産を除く)

提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 4～8年

###### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

###### 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

###### 環境対策引当金

提出会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

###### 資産撤去引当金

翌連結会計年度に発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。



(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

タイの在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,000千円	8,000千円

注2 担保に供している資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	530,278千円	565,757千円
機械装置	1,018,381千円	913,348千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	1,702,622千円	1,633,067千円

(ロ)青柳工場

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物	3千円	0千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物	5,499千円	4,995千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	262,800千円	238,600千円

## (連結損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれている棚卸資産評価損は次のとおりであります。( は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
商品	1,188千円	1,131千円
製品	4,328千円	11,988千円
仕掛品	4,401千円	9,203千円
原材料	111千円	850千円
計	1,003千円	23,173千円

注2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
運送費及び保管費	422,108千円	434,278千円
給与賞与	684,511千円	704,869千円
賞与引当金繰入額	107,816千円	125,000千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	30,000千円
退職給付費用	44,766千円	59,785千円
研究開発費	398,076千円	423,595千円

注3 研究開発費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	398,076千円	423,595千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械装置及び運搬具	10千円	4,378千円
工具、器具及び備品	22千円	千円
計	32千円	4,378千円

注5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	3,958千円	32,906千円
機械装置及び運搬具	14,884千円	23,525千円
工具、器具及び備品	442千円	2,226千円
リース資産	14千円	千円
建設仮勘定		1,341千円
その他		262千円
計	19,299千円	60,262千円

## 注6 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当連結会計年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
タイ国アユタヤ	メッキ加工	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア
埼玉県草加市	厚生用資産	建物及び構築物

#### 資産のグルーピング方法

当社グループの資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに資産をグルーピングしております。

連結子会社であるネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、パソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し、収益性が著しく低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(47,971千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物 15,752千円、機械装置及び運搬具 21,905千円、工具、器具及び備品 4,148千円、建設仮勘定 4,302千円、ソフトウェア 1,863千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額によっており、近隣の売買事例を勘案した合理的な見積額に基づき評価しております。

厚生用資産については現有施設の取壊しが決定したことから、帳簿価額の全額を減損損失(22,097千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物22,097千円であります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

会社名	場所	用途	種類
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.	タイ国アユタヤ県	遊休資産	機械装置

#### 資産のグルーピング方法

当社グループの資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに、遊休資産については個別単位で資産のグルーピングを行っております。

遊休設備については、機械装置の一部が遊休状態にあるため、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。なお、同資産については将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額は無いものとしております。

## (連結包括利益計算書関係)

## 注1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	823,090千円	1,141,345千円
組替調整額	千円	0千円
税効果調整前	823,090千円	1,141,345千円
税効果額	283,274千円	349,479千円
その他有価証券評価差額金	539,815千円	791,865千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	178,970千円	66,182千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	242,722千円	26,715千円
組替調整額	9,509千円	36,033千円
税効果調整前	252,232千円	62,749千円
税効果額	78,190千円	19,213千円
退職給付に係る調整額	174,042千円	43,535千円
その他の包括利益合計	892,827千円	769,218千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	712,405	223,040	12,680	922,765

(注)当連結会計年度期首の自己株式数には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が保有する自社の株式が12,000株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成27年8月27日の取締役会決議による自己株式の取得	220,000株
単元未満株式の買取りによる増加	3,040株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)からにっかさん従業員持株会への売却による減少	12,000株
--	---------

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会(注)	普通株式	179,816	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	178,268	9.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式12,000株に対する配当金108千円を含んでおります。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	197,572	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月13日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	922,765	145		922,910

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 145株

### 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	197,572	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月13日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	197,571	10.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	217,327	11.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	13,151,732千円	14,506,772千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	300,000千円	400,000千円
現金及び現金同等物	12,851,732千円	14,106,772千円

## 2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	14,334千円	2,670千円



(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、海外連結子会社におけるフォークリフト(車両運搬具)および提出会社における業務システム用機器であります。

・無形固定資産

提出会社における人事関連システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

長期預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,151,732	13,151,732	
(2) 受取手形及び売掛金	5,948,717	5,948,717	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	316,119	335,940	19,820
其他有価証券	2,659,111	2,659,111	
(4) 長期預金	2,400,000	2,338,266	61,733
資産計	24,475,680	24,433,768	41,912
(1) 支払手形及び買掛金	2,102,720	2,102,720	
(2) 短期借入金	566,400	566,400	
負債計	2,669,120	2,669,120	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。  
 また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。
- (4) 長期預金  
 これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	52,541

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,151,732			
受取手形及び売掛金	5,948,717			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	100,000			200,000
長期預金		100,000		2,300,000
合計	19,200,450	100,000		2,500,000

## (注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	566,400					

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

長期預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

#### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

#### 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,506,772	14,506,772	
(2) 受取手形及び売掛金	6,354,868	6,354,868	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	214,615	231,220	16,604
其他有価証券	3,804,906	3,804,906	
(4) 長期預金	2,400,000	2,255,757	144,242
資産計	27,281,163	27,153,525	127,638
(1) 支払手形及び買掛金	2,565,896	2,565,896	
(2) 短期借入金	435,600	435,600	
負債計	3,001,496	3,001,496	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。  
 また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。
- (4) 長期預金  
 これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	48,761

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,506,772			
受取手形及び売掛金	6,354,868			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)			200,000	
長期預金				2,400,000
合計	20,861,640		200,000	2,400,000

## (注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	435,600					

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	316,119	335,940	19,820
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	316,119	335,940	19,820

## 2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,511,613	1,470,224	1,041,388
債券			
その他	23,138	16,082	7,055
小計	2,534,751	1,486,306	1,048,444
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	124,359	139,559	15,200
債券			
その他			
小計	124,359	139,559	15,200
合計	2,659,111	1,625,866	1,033,244

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 44,541千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	112,000	67,038	
債券			
その他			
合計	112,000	67,038	

## 4 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません



当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	214,615	231,220	16,604
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	214,615	231,220	16,604

2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,695,743	1,505,139	2,190,604
債券			
その他	26,401	16,082	10,319
小計	3,722,145	1,521,221	2,200,924
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	82,761	105,315	22,554
債券			
その他			
小計	82,761	105,315	22,554
合計	3,804,906	1,626,536	2,178,369

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額40,761千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

重要性が乏しいため記載を省略しております。

4 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、70,528千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成27年3月31日現在)

年金資産の額	571,380,477千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	561,736,209千円
差引額	9,644,268千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

0.41%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高(40,107,425千円)、当年度剰余金(49,751,693千円)、別途積立金(35,440,820千円)の差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成27年3月31日で7年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,266,086千円
ロ 勤務費用	83,874千円
ハ 利息費用	15,193千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	182,776千円
ホ 退職給付の支払額	110,571千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,437,359千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	1,190,315 千円
ロ	期待運用収益	23,806 千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	59,945 千円
ニ	事業主からの拠出額	74,104 千円
ホ	退職給付の支払額	91,596 千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,136,683 千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	13,671 千円
ロ	退職給付費用	1,682 千円
ハ	退職給付の支払額	千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	1,232 千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	14,121 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,157,688 千円
ロ	年金資産	1,136,683 千円
ハ	小計 (イ + ロ)	21,004 千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	293,792 千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	314,797 千円
ヘ	退職給付に係る負債	314,797 千円
ト	退職給付に係る資産	千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	314,797 千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	83,874 千円
ロ	利息費用	15,193 千円
ハ	期待運用収益	23,806 千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	9,306 千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	203 千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	1,682 千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ +	67,434 千円
ヘ	+ト)	

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 過去勤務費用	203 千円
ロ 数理計算上の差異	252,029 千円
ハ 合計(イ+ロ)	252,232 千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	千円
ロ 未認識数理計算上の差異	195,295 千円
ハ 合計(イ+ロ)	195,295 千円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	36 %
ロ 債券	22 %
ハ 一般勘定	41 %
ニ その他	1 %
ホ 合計(イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。なお、同基金は、平成29年1月1日付で代行返上(将来期間分)の認可を受けております。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、65,144千円でありま

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成28年3月31日現在)

年金資産の額	531,916,787千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	538,160,422千円
差引額	6,243,634千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

0.42 %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高(34,540,558千円)、当年度不足金(21,454,770千円)、別途積立金(49,751,693千円)の差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成28年3月31日で6年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,437,359千円
ロ 勤務費用	99,235千円
ハ 利息費用	1,437千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	2,065千円
ホ 退職給付の支払額	58,410千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,481,687千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	1,136,683 千円
ロ	期待運用収益	22,733 千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	28,781 千円
ニ	事業主からの拠出額	73,007 千円
ホ	退職給付の支払額	46,229 千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,214,976 千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	14,121 千円
ロ	退職給付費用	33,762 千円
ハ	退職給付の支払額	35,683 千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	381 千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	11,819 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,191,460 千円
ロ	年金資産	1,214,976 千円
ハ	小計 (イ + ロ)	23,516 千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	302,046 千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	278,530 千円
ヘ	退職給付に係る負債	302,046 千円
ト	退職給付に係る資産	23,516 千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	278,530 千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	99,235 千円
ロ	利息費用	1,437 千円
ハ	期待運用収益	22,733 千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	36,033 千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	33,762 千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ +	147,735 千円
ヘ	+ト)	

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 過去勤務費用	千円
ロ 数理計算上の差異	62,749千円
ハ 合計(イ+ロ)	62,749千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	千円
ロ 未認識数理計算上の差異	132,546千円
ハ 合計(イ+ロ)	132,546千円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	38 %
ロ 債券	21 %
ハ 一般勘定	40 %
ニ その他	1 %
ホ 合計(イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金	100,295千円	117,268千円
未払事業税	24,885千円	19,075千円
長期未払金	12,283千円	12,283千円
退職給付に係る負債	133,041千円	119,568千円
投資有価証券評価損	49,443千円	49,443千円
減損損失	178,840千円	179,449千円
減価償却費	75,716千円	75,752千円
資産除去債務	39,728千円	40,546千円
繰越欠損金	100,469千円	122,207千円
資産撤去引当金	10,183千円	千円
その他	22,232千円	36,791千円
繰延税金資産小計	747,120千円	772,386千円
評価性引当額	187,731千円	207,131千円
繰延税金資産合計	559,389千円	565,254千円
<b>繰延税金負債</b>		
在外子会社留保利益	81,427千円	85,646千円
退職給付に係る資産	38,150千円	35,537千円
固定資産圧縮積立金	350,244千円	350,108千円
その他有価証券評価差額金	317,436千円	666,916千円
その他	8,775千円	24,016千円
繰延税金負債合計	796,034千円	1,162,225千円
繰延税金資産の純額	236,645千円	596,970千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	148,613千円	162,286千円
固定資産 繰延税金資産	203千円	10,406千円
固定負債 繰延税金負債	385,462千円	769,664千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が変更になったことに伴い、増加額11,724千円を資産除去債務に加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	115,412千円	129,746千円
時の経過による調整額	2,609千円	2,670千円
見積りの変更による増加額	11,724千円	千円
期末残高	129,746千円	132,417千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については、建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工をしております。「建材事業」は防火通気見切縁、耐震補強材、内装用間仕切壁、郵便ポスト、手摺・笠木、金属製雨戸等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売をしております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,381,424	3,139,587	18,521,012		18,521,012
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	15,381,424	3,139,587	18,521,012		18,521,012
セグメント利益	1,257,372	835,748	2,093,121	451,579	1,641,542
セグメント資産	10,814,894	1,800,693	12,615,588	21,668,052	34,283,641
その他の項目					
減価償却費	687,352	47,496	734,848	36,005	770,854
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	444,852	116,842	561,694	187,889	749,583

(注) 1. セグメント利益の調整額 451,579千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント資産の調整額21,668,052千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,553,009	3,291,823	19,844,832		19,844,832
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	16,553,009	3,291,823	19,844,832		19,844,832
セグメント利益	2,130,405	932,397	3,062,803	506,550	2,556,252
セグメント資産	11,611,895	1,820,329	13,432,225	24,135,259	37,567,485
その他の項目					
減価償却費	651,782	57,742	709,524	29,030	738,555
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,118,846	36,059	1,154,906	107,050	1,261,957

- (注) 1. セグメント利益の調整額 506,550千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。
2. セグメント資産の調整額24,135,259千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
15,791,977	2,694,944	34,091	18,521,012

(注)売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,524,269	1,093,465	5,617,734

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
16,787,569	2,998,369	58,893	19,844,832

(注)売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
5,044,768	985,591	6,030,360

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	薬品事業	建材事業	計		
減損損失	47,971		47,971	22,097	70,069

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	薬品事業	建材事業	計		
減損損失	43,179		43,179		43,179

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	岩瀬睦子	-	-	-	(被所有)直接0.6	当社役員 の近親者	自己株式 の取得	41,250	-	-

(注) 1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成27年11月6日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得しており、取引価格は前日（平成27年11月6日）の終値（最終特別気配を含む）825円であります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,469.64円	1,580.65円
1株当たり当期純利益金額	84.84円	92.08円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度2,650株であります。

(注) 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,685,684	1,819,172
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,685,684	1,819,172
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,868	19,757
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

(注) 「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度2,650株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(注) 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	29,035,953	31,229,088
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	29,035,953	31,229,088
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	19,757	19,757



(重要な後発事象)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社取締役に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議し、本株主総会において承認されました。

1. 本制度導入の目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたします。

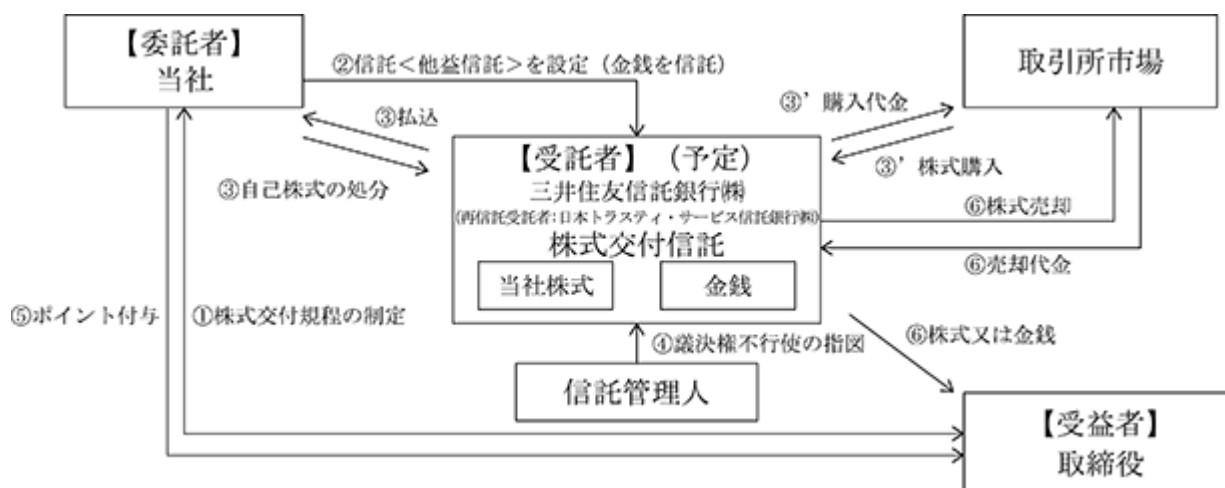
本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会においてご承認いただくことを条件に、本制度を導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。  
当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。  
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。  
信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。  
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。  
株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。  
株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。  
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (3) 信託期間

信託期間は、平成29年8月（予定）から平成32年9月（予定）までの約3年間とします。但し、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金180百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役に受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外市場を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金180百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、直前に終了する事業年度における役位及び業績達成度等に応じて算定される数のポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり45,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象を生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

< 本信託の概要 >

名称：役員向け株式交付信託

委託者：当社

受託者：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約の締結日：平成29年8月（予定）

金銭を信託する日：平成29年8月（予定）

信託期間：平成29年8月（予定）～平成32年9月（予定）

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	566,400	435,600	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	15,088	12,050		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	12,544	400		平成30年1月～ 平成30年7月
その他有利子負債				
合計	594,033	448,050		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を計算しておりません。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	400			

## 【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,679,556	9,264,391	14,589,561	19,844,832
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	594,889	1,144,086	1,945,519	2,582,151
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	415,356	813,858	1,392,149	1,819,172
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	21.02	41.19	70.46	92.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	21.02	20.17	29.27	21.61

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,847,916	14,121,231
受取手形	1,544,236	1,681,089
売掛金	注2 4,097,005	注2 4,421,964
商品及び製品	837,817	812,492
仕掛品	939,930	1,045,483
原材料及び貯蔵品	994,550	945,405
繰延税金資産	148,159	161,649
その他	36,374	91,696
貸倒引当金	1,640	1,770
流動資産合計	21,444,350	23,279,242
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	904,318	921,494
構築物	139,240	135,757
機械及び装置	1,210,876	1,104,006
車両運搬具	15,285	28,621
工具、器具及び備品	185,281	135,173
土地	2,016,990	2,104,126
リース資産	22,871	10,534
建設仮勘定	29,404	605,054
有形固定資産合計	注1 4,524,269	注1 5,044,768

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
借地権	742	742
ソフトウェア	36,916	28,518
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	372	89
ソフトウェア仮勘定	800	11,660
無形固定資産合計	46,680	48,859
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,019,771	4,060,284
関係会社株式	811,754	811,754
出資金	1,810	1,810
長期前払費用	177,682	196,804
前払年金費用	124,594	116,060
生命保険積立金	472,624	490,267
保険積立金	228,977	227,838
長期預金	2,400,000	2,400,000
その他	4,396	4,289
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	7,240,040	8,307,538
固定資産合計	11,810,990	13,401,166
資産合計	33,255,341	36,680,409
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	646,013	641,812
買掛金	注2 1,395,056	注2 1,832,366
短期借入金	注1 433,200	注1 435,600
リース債務	12,953	11,061
未払金	231,244	462,652
未払費用	注2 260,361	注2 279,037
未払法人税等	491,095	409,878
未払消費税等	128,104	112,816
前受金	7,057	2,493
預り金	12,869	12,802
賞与引当金	325,000	380,000
役員賞与引当金	25,000	30,000
資産撤去引当金	33,000	-
設備関係支払手形	95,551	328,098
その他	54	52
流動負債合計	4,096,561	4,938,670

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>固定負債</b>		
長期未払金	40,116	40,116
リース債務	11,061	-
繰延税金負債	317,476	661,394
退職給付引当金	229,973	250,225
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	129,746	132,417
その他	6,814	6,924
<b>固定負債合計</b>	<b>744,721</b>	<b>1,100,609</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,841,282</b>	<b>6,039,280</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	275,899	275,899
<b>資本剰余金合計</b>	<b>613,767</b>	<b>613,767</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金		
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
固定資産圧縮積立金	793,589	793,285
別途積立金	22,950,500	24,250,500
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>2,325,989</b>	<b>2,461,611</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>26,508,579</b>	<b>27,943,896</b>
自己株式	461,547	461,659
<b>株主資本合計</b>	<b>27,694,798</b>	<b>29,130,004</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	719,259	1,511,124
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>719,259</b>	<b>1,511,124</b>
<b>純資産合計</b>	<b>28,414,058</b>	<b>30,641,129</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>33,255,341</b>	<b>36,680,409</b>



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高	注1 17,580,532	注1 18,676,840
売上原価	注1 13,674,833	注1 13,853,073
売上総利益	3,905,699	4,823,767
販売費及び一般管理費	注2 2,227,053	注2 2,334,447
営業利益	1,678,645	2,489,320
営業外収益		
受取利息	17,144	14,516
有価証券利息	4,854	3,829
受取配当金	65,958	69,629
仕入割引	12,185	12,568
不動産賃貸料	57,876	59,286
為替差益	6,428	-
補助金収入	30,407	45,641
雑収入	15,860	23,452
営業外収益合計	210,715	228,924
営業外費用		
支払利息	8,961	9,575
売上割引	10,574	7,978
賃貸収入原価	27,630	58,414
為替差損	-	22
雑支出	1,382	15
営業外費用合計	48,548	76,006
経常利益	1,840,813	2,642,238
特別利益		
固定資産売却益	10	249
投資有価証券売却益	67,038	0
補助金収入	注4 525,200	-
受取補償金	注3 274,786	注3 6,104
特別利益合計	867,034	6,354
特別損失		
固定資産除却損	17,904	56,183
関係会社株式評価損	注5 138,072	-
資産撤去引当金繰入額	33,000	-
減損損失	22,097	-
特別損失合計	211,075	56,183
税引前当期純利益	2,496,772	2,592,409
法人税、住民税及び事業税	798,700	781,000
法人税等調整額	7,213	19,051
法人税等合計	791,486	761,948
当期純利益	1,705,285	1,830,460

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	269,920	607,788
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			5,979	5,979
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更に伴う積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			5,979	5,979
当期末残高	1,034,000	337,867	275,899	613,767

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		研究開発積立金	配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	258,500	125,000	55,000	774,683	21,750,500	2,197,586	25,161,270
当期変動額							
剰余金の配当						357,976	357,976
当期純利益						1,705,285	1,705,285
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				308		308	
実効税率変更に伴う積立金の増加				19,213		19,213	
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計				18,905	1,200,000	128,403	1,347,309
当期末残高	258,500	125,000	55,000	793,589	22,950,500	2,325,989	26,508,579

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	285,205	26,517,853	1,259,075	1,259,075	27,776,928
当期変動額					
剰余金の配当		357,976			357,976
当期純利益		1,705,285			1,705,285
自己株式の取得	181,494	181,494			181,494
自己株式の処分	5,151	11,130			11,130
固定資産圧縮積立金の取崩					
実効税率変更に伴う積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			539,815	539,815	539,815
当期変動額合計	176,342	1,176,945	539,815	539,815	637,130
当期末残高	461,547	27,694,798	719,259	719,259	28,414,058

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	275,899	613,767
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更に伴う積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,034,000	337,867	275,899	613,767

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		研究開発積立金	配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	258,500	125,000	55,000	793,589	22,950,500	2,325,989	26,508,579
当期変動額							
剰余金の配当						395,143	395,143
当期純利益						1,830,460	1,830,460
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩				304		304	
実効税率変更に伴う積立金の増加							
別途積立金の積立					1,300,000	1,300,000	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				304	1,300,000	135,621	1,435,317
当期末残高	258,500	125,000	55,000	793,285	24,250,500	2,461,611	27,943,896

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	461,547	27,694,798	719,259	719,259	28,414,058
当期変動額					
剰余金の配当		395,143			395,143
当期純利益		1,830,460			1,830,460
自己株式の取得	111	111			111
自己株式の処分					
固定資産圧縮積立金の取崩					
実効税率変更に伴う積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			791,865	791,865	791,865
当期変動額合計	111	1,435,205	791,865	791,865	2,227,070
当期末残高	461,659	29,130,004	1,511,124	1,511,124	30,641,129

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価引下げの方法)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～20年

機械装置 5～8年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(6) 資産撤去引当金

翌事業年度に発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## (貸借対照表関係)

## 注1 担保に供している固定資産

## (イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	408,661千円	450,139千円
構築物	121,617千円	115,617千円
機械及び装置	1,018,381千円	913,348千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	1,702,622千円	1,633,067千円

## (ロ)青柳工場

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	3千円	0千円
土地	52,327千円	52,327千円

## (ハ)大阪支店

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	5,499千円	4,995千円
土地	14,786千円	14,786千円

## 上記に対する債務

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	262,800千円	238,600千円

## 注2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	千円	3,017千円
短期金銭債務	20,331千円	2,933千円

## 3 保証債務

下記の会社についてL/C取引及び金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
ネクサス・エレケミックCO.,LTD	128,000千円 (40,000千BAHT)	千円 (千BAHT)
サイアム・エヌケーエスCO.LTD	千円 (千US\$)	9,648千円 (86千US\$)



(損益計算書関係)

注1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	2,197千円	15,466千円
売上原価	177,556千円	97,919千円

注2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
減価償却費	33,568千円	25,648千円
運送費及び保管費	422,108千円	434,278千円
給料及び賞与	605,012千円	628,697千円
役員報酬	101,027千円	94,782千円
賞与引当金繰入額	107,816千円	125,020千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	30,000千円
退職給付費用	42,621千円	53,724千円
研究開発費	398,076千円	423,595千円
おおよその割合		
販売費	23%	22%
一般管理費	77%	78%

注3 東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一工場の損害について補償請求を行なっておりました補償金額であります。

注4 ふくしま産業復興企業立地補助制度に基づき、当社福島第一工場の設備投資について補助申請を行っておりました補助金であります。

注5 当社が保有する連結子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.株式会社について、実質価額が著しく下落したことに伴い、平成28年3月期の個別決算において減損処理を行い関係会社株式評価損として特別損失を計上することとなりました。

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	811,754
計	811,754

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	811,754
計	811,754

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	100,295千円	117,268千円
未払事業税	24,885千円	19,075千円
長期未払金	12,283千円	12,283千円
退職給付引当金	70,417千円	76,618千円
投資有価証券評価損	49,443千円	49,443千円
減損損失	93,916千円	85,890千円
減価償却費	75,716千円	75,752千円
貸倒引当金	506千円	546千円
資産除去債務	39,728千円	40,546千円
関係会社株式評価損	42,277千円	42,277千円
資産撤去引当金	10,183千円	千円
その他	21,603千円	36,386千円
繰延税金資産合計	541,259千円	556,088千円
繰延税金負債		
前払年金費用	38,150千円	35,537千円
固定資産圧縮積立金	350,244千円	350,108千円
その他有価証券評価差額金	317,436千円	666,916千円
その他	4,744千円	3,270千円
繰延税金負債合計	710,576千円	1,055,833千円
繰延税金資産の純額	169,316千円	499,745千円

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	148,159千円	161,649千円
固定負債 繰延税金負債	317,476千円	661,394千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社取締役に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議し、本株主総会において承認されました。

1. 本制度導入の目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたします。

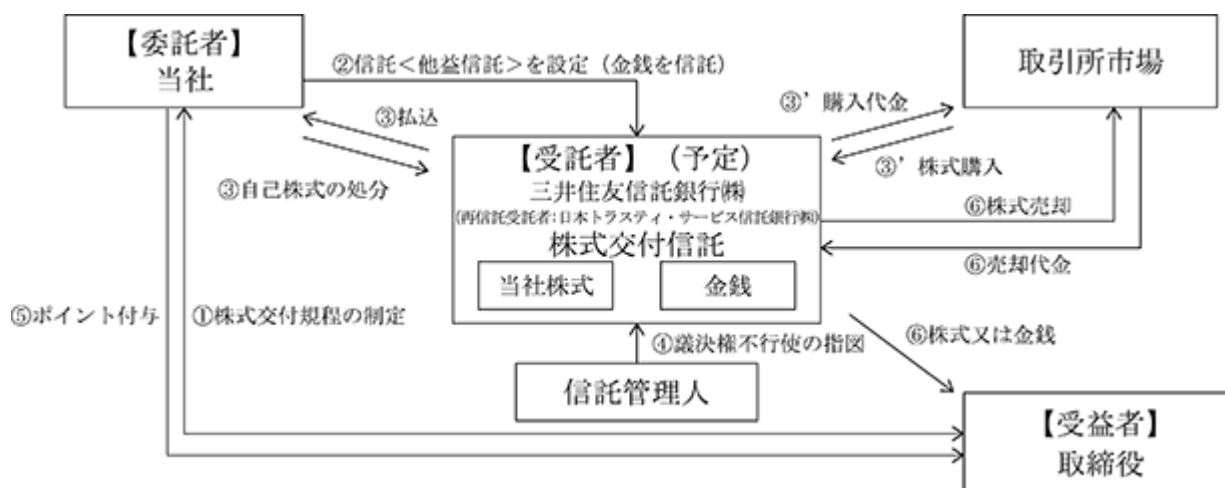
本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会においてご承認いただくことを条件に、本制度を導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。  
当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。  
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。  
信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。  
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。  
株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。  
株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。  
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (3) 信託期間

信託期間は、平成29年8月（予定）から平成32年9月（予定）までの約3年間とします。但し、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金180百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役に受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外市場を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金180百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、直前に終了する事業年度における役位及び業績達成度等に応じて算定される数のポイントを付与します。但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり45,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象を生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

< 本信託の概要 >

名称：役員向け株式交付信託

委託者：当社

受託者：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託契約の締結日：平成29年8月（予定）

金銭を信託する日：平成29年8月（予定）

信託期間：平成29年8月（予定）～平成32年9月（予定）

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	904,318	109,542	8,253	84,112	921,494	3,178,955
	構築物	139,240	19,805	1,382	21,905	135,757	813,014
	機械及び装置	1,210,876	323,070	21,869	408,071	1,104,006	9,710,981
	車両運搬具	15,285	25,728	227	12,168	28,621	109,974
	工具、器具及び備品	185,281	44,264	247	94,124	135,173	1,311,377
	土地	2,016,990	87,135			2,104,126	
	リース資産	22,871			12,336	10,534	51,146
	建設仮勘定	29,404	1,100,240	524,590		605,054	
	計	4,524,269	1,709,788	556,571	632,717	5,044,768	15,175,450
無形固定資産	借地権	742				742	
	ソフトウェア	36,916	800		9,198	28,518	
	電話加入権	7,848				7,848	
	施設利用権	372		262	21	89	
	ソフトウェア仮勘定	800	11,660	800		11,660	
	計	46,680	12,460	1,062	9,219	48,859	

(注1) 増加の主なものは、建設仮勘定、福島工場建屋 286,666千円、ローラーハースキルン設備 257,500千円  
であります。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,210	1,770	1,640	3,340
賞与引当金	325,000	380,000	325,000	380,000
役員賞与引当金	25,000	30,000	25,000	30,000
環境対策引当金	9,532			9,532
資産撤去引当金	33,000		33,000	



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注1) 平成28年5月2日の開催の取締役会により、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。なお、実施日は平成28年10月1日であります。

(注2) 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第91期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第92期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出。

第92期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日関東財務局長に提出。

第92期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 川 崎 浩  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 竹 村 純 也

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月28日

日本化学産業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	川 崎 浩
業務執行社員	公認会計士	竹 村 純 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。